

第3章 男女共同参画社会の基本目標

棚倉町の男女共同参画社会の『基本理念』を踏まえ、すべての人が個人として尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を自らの意志に基づいて発揮することができる社会を目指すため、以下の3つを基本目標と定めます。

基本目標1 **人権の尊重と男女共同参画社会へ向けた意識改革**

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、これが男女共同参画社会基本法の理念のひとつとなっています。

男女共同参画社会の形成は、男女が個人として尊重され、平等に取り扱われることを基本として実現するものであるため、人権の尊重を基本目標として捉えます。

また、性別による固定的な役割分担意識や、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれのある社会制度や慣行を見直し、男女共同参画意識の啓発を図ります。

さらに、男女共同参画の視点に立った家庭や地域、学校における教育を充実し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めます。

基本目標2 **様々な分野への男女共同参画の社会づくり**

男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分発揮し、社会のあらゆる分野において参画することができる男女共同参画社会を形成するため、政策・方針決定過程への男女共同参画の促進に努めます。

また、社会経済情勢の変化に伴い、これまで女性の参画が遅れていた防災や防犯、まちづくりなど新たな分野においても男女がともに参画し、施策を立案・実施することが求められています。

さらに、これまで、我が国における男女共同参画の取り組みは、国際的な動きと連動し、その影響を受けながら推進されてきました。国際化、情報化の進展が急速な今日においては、国際交流や国際理解を促進し、国際的な取り組みとの協調を図る必要があります。

基本目標3 **いろいろな生き方が選択できる社会づくり**

誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるため、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、家庭・職場・地域においてバランスのとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。

そのため、家庭と職場の両立を支援した多様な保育サービスの充実に努めるとともに、男女が安心して子育て・介護ができる環境づくりに努めます。

また、男性の地域活動への参画を促進するとともに、女性の地域での役割への登用を促進し、地域社会における男女共同参画の促進に努めます。

男女が対等なパートナーとして働くことができる職場の環境づくりを促進するとともに、国が推進している「女性のチャレンジ支援」に協力し、女性のキャリアアップ、再チャレンジを支援します。

さらに、生涯を通じた男女の健康の保持・増進への取り組みや妊娠・出産等に関する健康支援を実施します。